

(表)

第1号様式（第6条関係）

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書

申込日 年 月 日

(宛先)
戸田市長

戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領第6条に基づき、協力事業者として登録申込みすると共に、以下の商品を返礼品等として提案します。また、申込みに当たっては、裏面の確認事項への承諾、及び戸田市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をいたします。

記

申込事業者（企業）名										
本社・本店所在地	〒				－					
連絡先住所 (本社・本店所在地と異なる場合のみ記入)	〒				－					
事業者情報	事業者ホームページ	☐ 有 ☐ 無								
	HPアドレス	()								
事業者業種・業務内容										
代表者 職名・氏名	職名						氏名			
担当者 所属・氏名	所属						氏名			
電話番号										
FAX番号										
メールアドレス										

【添付書類】・「別紙1」又は「別紙1と同内容の書類」

・「別紙1」地場産品基準において③に該当する場合は、「工程表（別紙2－1）」及び「証明書（別

紙

※ 添付書類は返礼品ごとに作成してください。

(裏)

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 当該申込書及びこれに係る提出資料に記載した事項は、すべて事実と相違ないこと。
- (2) 戸田市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領に規定される募集要件を全て満たしていること。
- (3) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市及び委託業者へ報告すること。
- (4) 協力事業者は、戸田市のPRに積極的に努めること。
- (5) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報を、他の目的に使用できないこと。
- (6) 協力事業者は、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (7) 市は、品質等に関する保証やクレーム対応については、一切責任を負わないこと。
- (8) 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- (9) 返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、市及び委託事業者で調整を行うこと。

別紙1

商品（セット）名	ふりがな					
商品の内容（単品の場合は容量、セット品の場合は内訳、役務の場合は所要時間等）						
商品の価格（梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。）				円		
	※寄附金額とは異なります。 寄附金額は、商品の価格を基に市で設定させていただきます。					
販売・発送可能時期 （該当する□に✓）	☐	通年				
	☐	期間限定（		月～		月限定）
	☐	個数限定（		個限定）		
提供可能数				個		
賞味期限（消費期限）		より				
発送方法						
梱包サイズ						
発送日数 （※数字のみ入力）	申込日より約			日で発送		
商品（セット）の説明 ※商品へのこだわりや、アピールポイント等について記入してください。						
地場産品基準（右のリストから選択）						
証明書提出の確認欄						
②原材料名						
②原材料全体のうち上記原材料が占める割合（%）						
⑤その他の詳細						
アレルギー品目（特定原材料8品目）で（該当する□に✓）	☐ 卵 ☐ 乳成分 ☐ 小麦 ☐ そば ☐ 落花生（ピーナッツ） ☐ えび ☐ かに ☐ くるみ					
アレルギー品目（特定原材料に準ずるもの20品目）で（該当する□に✓）	☐ さけ（鮭） ☐ さば ☐ あわび ☐ いか ☐ いくら ☐ 牛肉 ☐ 豚肉 ☐ 鶏肉 ☐ ゼラチン ☐ アーモンド ☐ カシューナッツ ☐ ごま ☐ やまいも ☐ オレンジ ☐ 大豆 ☐ キウイフルーツ ☐ もも ☐ りんご ☐ バナナ ☐ マカダミアナッツ					
その他						

※返礼品等の画像、パンフレット等を併せて提出してください。

工程表

黄色のセルにご記入ください。

返礼品名				
戸田市内で生じた付加価値		B 戸田市外で生じた付加価値	0	円

項目名	記入欄	注意点
事業者名		事業者名を入力（※入力不要）
担当者名		担当者を入力（※入力不要）
連絡先		連絡先を入力（※入力不要）
返礼品の製造・加工が行われた場所		市内の場合：「埼玉県戸田市」 【※下記は企画立案で申請の場合】 市外（国内）の場合：都道府県・市区町村名（例：〇〇県〇〇市） 国外の場合：国名（例：〇〇国）
製造事業者名		※申請者と製造事業者が異なる場合（外部委託など）は、実際の製造事業者名をご記入ください。
一般販売価格（税込）		普段、一般消費者向けに販売している通常価格をご記入ください。 ※市場に出回っていない非売品や、ふるさと納税オリジナルのセット品などの場合は、同等品の価格をご記入ください。

製造工程	作業内容	市内 or 市外	工程から生じる 価格（税込）	割合
戸田市産の原材料（記入必須）			円	
戸田市外産の原材料（記入必須）			円	
企画・開発			円	
試作			円	
調理			円	
製造			円	
製作			円	
組立			円	
品質検査			円	
検品			円	
梱包			円	
その他			円	
		戸田市内	0	（入力不要）
		戸田市外	0	（入力不要）
			0 円	

戸田市長殿

については、戸田市の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の
が生じていることを証明します。
上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に☑）により算出しています。

- ☒ 総務大臣が定める標準的な算出方法
※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。
- | | |
|-------------------------------------|-----|
| A：当該地方団体による返礼品等の調達費用 | 0 円 |
| B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用 | 0 円 |

- ☐ その他の算出方法
※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。
-

また、当該返礼品の製造・加工地※ 1 は であり、
一般販売価格は 円です※ 2。

- なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。
- ・ 当該返礼品等については、以下に掲げる場合を除き、他の地方団体の地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第6条をいう。以下同じ。）第3号の返礼品等として取り扱わないこと。
 - ① 貴市区町村の属する都道府県（貴団体が都道府県である場合には貴都道府県内の市区町村）が地場産品基準第3号に適合するものとして当該返礼品等を取り扱う場合
 - ② 地場産品基準第8号イ又はロの返礼品等（同基準第3号に適合する場合に限る。）として他の地方団体が取り扱う場合
 - ・ 当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

- 記載要領

※ 1 返礼品等の製造・加工がおこなわれた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。
なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。